

第二百八回国会 衆議院 経済産業委員会 議事録 第七号

令和四年四月六日（水曜日）

午後一時開議

出席委員

- 委員長 古屋 範子君
- 理事 石川 昭政君
- 理事 長坂 康正君
- 理事 落合 貴之君
- 理事 小野 泰輔君
- 理事 石井 拓君
- 理事 岩田 和親君
- 理事 上川 陽子君
- 理事 小森 卓郎君
- 理事 土田 慎君
- 理事 西野 太亮君
- 理事 星野 剛士君
- 理事 山本 左近君
- 理事 梅谷 守君
- 理事 菅 直人君
- 理事 山崎 誠君
- 理事 漆間 謙司君
- 理事 平林 晃君
- 理事 笠井 亮君
- 理事 稲田 朋美君
- 理事 松本 洋平君
- 理事 山岡 達丸君
- 理事 中野 洋昌君
- 理事 石原 正敬君
- 理事 大串 正樹君
- 理事 国光あやの君
- 理事 鈴木 淳司君
- 理事 中野 英幸君
- 理事 西村 明宏君
- 理事 堀井 学君
- 理事 荒井 優君
- 理事 大島 敦君
- 理事 末次 精一君
- 理事 青柳 仁士君
- 理事 藤田 文武君
- 理事 鈴木 義弘君

- 経済産業大臣 萩生田光一君
- 内閣府副大臣 黄川田仁志君
- 文部科学副大臣 池田 佳隆君
- 農林水産副大臣 中村 裕之君
- 財務大臣政務官 藤原 崇君
- 経済産業大臣政務官 岩田 和親君
- 政府参考人 遠藤 和也君
- （外務省大臣官房審議官） 星野 芳隆君
- （スポーツ庁審議官） 安岡 澄人君
- 政府参考人 安岡 澄人君
- （農林水産省大臣官房生産振興審議官）

政府参考人
（経済産業省大臣官房経済安全保障政策統括調整官） 風木 淳君

政府参考人
（経済産業省大臣官房審議官） 龍崎 孝嗣君

政府参考人
（経済産業省大臣官房審議官） 新川 達也君

政府参考人
（経済産業省大臣官房審議官） 門松 貴君

政府参考人
（経済産業省産業技術環境局長） 奈須野 大君

政府参考人
（資源エネルギー庁資源・燃料部長） 定光 裕樹君

政府参考人
（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長） 松山 泰浩君

政府参考人
（中小企業庁次長） 新居 泰人君

政府参考人
（中小企業庁事業環境部長） 飯田 健太君

政府参考人
（中小企業庁経営支援部長） 佐々木啓介君

政府参考人
（中小企業庁経営支援部長） 藤田 和光君

委員の異動
四月六日 補欠選任
土田 慎君 石原 正敬君

同日 補欠選任
石原 正敬君 土田 慎君

四月五日 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため
のエネルギーの使用の合理化等に関する法律等

の一部を改正する法律案（内閣提出第四三三号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
経済産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○古屋委員長 これより会議を開きます。
経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占
の禁止及び公正取引に関する件について調査を進
めます。

この際、お諮りいたします。
この際、お諮りいたします。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。
福島県や宮城県等の中小・小規模事業者の皆様
の中には、東日本大震災や新型コロナ、昨年の福
島県沖地震に加え、今回の福島県沖地震で被災さ
れた方もおられまして、連続する災害により、大
変厳しい経営環境にあると承知をしております。

自治体など被災地からの情報や経済産業省の職
員が集めた情報によりまして、今回の被害は、昨
年の地震と同様に、施設の外観上の被害以上に内
装の被害が大きい案件が目立つといったような声
がございます。

また、例えば、ある宿泊施設では、客室の天井
が崩れるだけではなく、上下水道の配管が壊れて
一部施設で断水になっていて、ある観光施設で
は、外壁、内壁のゆがみや割れが生じていると
いったような事例も見受けられてございます。

被災後には、福島県知事や宮城県知事から、経
済産業省に対しまして、今回の地震による被害状
況、度重なる被災を受けた方々の大変苦しい心情

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○古屋委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。小森卓郎さん。

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

いうふうに思いませんか。

○萩生田国務大臣 制度導入に向けてこれから準備を進める事業者も多く、特に、フリーランスを含む中小企業から、制度の理解が十分でないことなど、課税事業者を選択した場合の事務負担の増加などについて懸念があることは承知しております。

そうした懸念にしっかりと対応するため、まずは制度の理解が深まるように、商工会や商工会議所などを通じて、説明会の開催ですとかリーフレットの送付などによる周知、広報を進めているところです。

また、令和三年度補正予算においてIT導入補助金を拡充し、会計ソフト導入時の補助率の引上げなど、インボイス導入も見据えた支援を盛り込んでいこうとございまして、インボイス導入時の事業環境の変化に対応できるように、持続化補助金に補助上限額を引き上げた特別枠を創設しているところでございます。

今後とも、関係省庁で連携をしながら、中小企業等の声をしっかりと伺いつつ、中小企業等に寄り添ったきめ細かな対応をしてまいりたいと思っております。

○落合委員 大臣、その答弁ですと、結構財務省の立場を表している答弁だと私は思うんです。理解が十分でない、それから事務負担の増大、これは重要な点が抜けているんです。

今、手取りの一月分がなくなっちゃうというのは、理解した人たちの意見なんです。理解をすれば、別として、小規模事業者には大打撃なんです。

それから、事務負担だけだと、負担が増えるのは、納税額が増えるんです。それは、もう価格転嫁できない、この今の経済を変えていくというのが経産大臣の大きな仕事の一つなんです。

今の答弁だと、もう価格転嫁ができていて、消費税分を払う余裕がある、でも理解してもらえないから、理解を促進して事務負担の分も補助

をしますというふうな答弁になつていっているわけですか。

経産大臣から、財務省が言っていることにはある意味机上の空論で、実際には価格転嫁できていないし、この人たちに増税したらどうなっちゃうんですか、弱いところに何でわざわざ今増税するんですかと意見を言うべきだと思わんですが、大臣、もう一度お願いします。

○萩生田国務大臣 いわゆるインボイス制度は、複数税率の下で、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額などを伝達し、適正な課税を確保する観点から導入するものと認識しております。

ただし、インボイス制度導入後も事業者免税点制度は継続することとされており、免税事業者を選択する場合でも、取引に与える影響を緩和するため、制度導入後六年間は、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めるなど、経過措置を設けていると承知していただきます。

先生の問題意識、決して全て否定するわけじゃなくて、今まで非課税事業者だった人たちが突然課税事業者になって、そして負担が生じるということに対する負担感、私も一定理解できます。

先ほどから申し上げているように、中小企業支援パッケージで、これも、価格の転嫁ができていないのにそんなことをしたら大変じゃないかという御指摘もあったので、価格の転嫁ができるように、先ほどの委員の質問にもお答えしましたけれども、今までになかったGメン制度などを使って、是非、中小企業、下請企業の皆さんに、しっかりと価格を転嫁していくことも同時に努力をしていきたいと思っております。

○落合委員 この免税制度のあれも六年間です。それから、その六年間はそれをやるために特別な手続をしなければならぬわけですか。これは、かなり抜本的に価格転嫁ができるような追加の施策を行うか、若しくは延期をするかを示しないと、大量に廃業が行われる可能性もある。

コロナなのに、何でこのときにやるのかなと。

昔、金融危機のときに消費税を三%から五%に上げたことがありますけれども、そういう間違いを何度も財務省は残念ながらしてしまっているわけですか。同じことをやることになりませんか。

○藤原大臣政務官 お答えいたします。インボイス制度につきましては、複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものとして、これは令和五年の十月から開始されるものであり、延期することは考えておりません。

先ほど大臣からお話ございましたが、インボイス制度への移行に伴う小規模事業者など免税事業者への影響については、いわゆるBtoC取引を行う事業者や、取引先の事業者が簡易課税制度を利用している事業者はインボイスの交付を求められることがなく、全ての免税事業者について影響があるわけではございません。

また、その円滑な移行を図る観点から、軽減税率制度実施から四年間、準備期間を設けるとともに、移行後も六年間、仕入れであつても一定の仕入れ税額控除を認めるなど、経過措置を設けているところであります。

先ほどありましたとおり、令和三年度補正予算におきましても、IT導入補助金であるとか、インボイス発行事業者となる小規模事業者の販路開拓に関して持続化補助金による支援などをするものになっております。

今後とも、制度の円滑な移行に向けて、関係省庁で連携しながら、これらの支援策や制度の周知、広報を始めとした取組を丁寧に進めてまいります。

○落合委員 全てではないという答弁がありましたが、財務省の答弁は全部合っているんですけれども、全てではないといつたって、計算したら二百万者ぐらひはありますよ。二百万人以上の人たちが影響する、しかも消費税ゼロ%から10%に課税拡大する、こんな大きなことを、事務的に、もう決めたからやりますというふうな経済政策は絶対にやるべきではないと思っております。

これは、問題が起つた後に、じゃ、どうすればいいんですかと、また将来にいろいろある意味ツケを払わせることになるわけですか。これは今の政治家たちが止めないといけない。決めたことなんです、この部分だけは特に止めないといけない問題です。

我々は、インボイスを廃止する法案を提出しました。まあ自身は延期でもいいかなとは思っていたんですが、いろいろみんな話合つて、廃止する法案を議員立法で提出をしています。

今日最初に取り上げた中小企業債務の問題、それから税制の問題、今政府の施策を続けていたら、絶対に経済の好循環は生まれません。その対策を我々は出しています。是非、これを御検討いただいて、実現をいただければと思います。我々もその主張を続けていきます。

本日はありがとうございました。

○古屋委員長 次に、大島敦さん。

○大島委員 冒頭、燃料油価格激変緩和対策事業について確認をさせていただきます。経済産業省政府参考人からの答弁を求めます。

元売事業者に対する価格抑制原資の支給額上限を五円から二十五円に引き上げたことと、これは、毎週水曜日に公表している全国平均ガソリン価格に原油価格変動分を加味した次の週の前週価格と、基準価格である百七十二円の差額を、木曜日から翌水曜日まで支給することです。これはレギュラーガソリンだけでなく、ハイオク、A重油、軽油も含まれると聞いております。

そこで、先週、三月二十四日から三月三十日と、今週、三月三十一日から四月六日の支給額をお尋ねしたいと思います。答弁をお願いします。

○定光政府参考人 お答え申し上げます。激変緩和事業の先週、今週の支給額でございますけれども、先週の支給額、これは、先ほどお尋ねありましたとおり、三月二十四日から三月三十日までの期間ですが、につきましては十八・六円、今週、三月三十一日から四月六日までの支給

額につきましては二十五円ちょうどでございます。

○大島委員 政府参考人はここで大丈夫ですから、下がってください。

続きまして、農水副大臣に質問をしたいと思えます。

二〇一四年、関東で大雪が降った際に、多くのハウス農家のハウスが倒壊をいたしました。そこで、私の地元のハウス農家に取材をして、一週間後、金曜日の内閣委員会で官房長官とやり取りをさせていただきました。その後、三週間後だと思ふんですけども、皆さんの御協力を得て、十分の三の補助率が十分の九になって、多くの農家が救われたということがありまして、特にそのとき強調させていただいたのは、ハウス農家をされている方は、息子さんたちがサラリーマンを辞めてもう一回就農されている方が多かったです。ですから、できるだけ早く対策を打つことがハウス農家の再建につながると思つて、質問をさせていただきました。

今回も、先ほど経産省から答弁いただいたとおり、結構A重油が高騰しております、大分暖かくなってきましたから、そろそろとは思ふんですけども、カーネーションは五月まではA重油はたかなければいけないし、シクラメンも、これは通年、通してA重油をたく必要があるかなとも思っています。もちろん、品種によって温度は違います。果樹だと五度ぐらい。花ですと十五度から二十度、トマト、キュウリもあります。

そこで、施設園芸等燃油価格高騰対策、とりわけA重油価格の高騰対策として、施設園芸セーフティネット構築事業があります。施設園芸農家三戸以上、また農業従事者五名以上で構成する農業者団体を支援対象として、かつ、三年間で燃油使用量の一五%以上を削減する省エネルギーの策定が必要とされております。

結構これは大変です。農家三戸以上グループを組んで、かつ、三年間で一五%以上省エネしてくれという計画を出さないと認められない制度です。

て、この施設園芸セーフティネット構築事業は、国と生産者が一対一で積立てを行い、燃油価格が一定の水準を超えた場合に補填金を交付するもので、令和三年度は、これは大分去年配慮していただきまして、三回の募集を行い、三回目は十二月十七日が締切りでした。大体これは九月が締切りなんですけれども、価格高騰を勘案しながら、ぎりぎりまで締切りを延ばしていただいたことは感謝しているんですけども。

しかしながら、今日のような想定を超えた急激な原油高の状況においては対策として不十分だと考えておりまして、なかなか、この、十二月十七日まで、この施設園芸セーフティネット構築事業、申請できなかった農家も非常に多いかと思えます。

もちろん、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは内閣府の交付金、もう一つは、総務省として、原油価格高騰対策に係る特別交付税措置もあることは理解しております。この両制度を使いながら、市町村においては、燃油に關して、A重油に対して一律五万円とか補填しているところもあることは承知はしているんですけども、市町村の温度差があるものですか、多分、ハウス農家に対して、しっかり対応しているところもあるかと思えます。

それで、昨今の急激な燃油高騰に対しては、直接的な支援制度、例えば燃料使用量に応じた補助金等を検討していただきたいと思っております。なかなか急激に価格が上がってきてまして、もちろん、地元の農家の皆さんに聞くと、A重油だけじゃなくて、肥料も上がっているし、資材も上がっているし、例えば、今回、ウクライナで航空便が飛ばなくなったので、ヨーロッパから入ってくる花の苗もなかなか日本に着いていないということもあつたりもして、結構、急激な価格高騰を、花とか野菜とか果樹の値段に転嫁できないところがあります。したがって、基準のA重油の価格に対し

て、増えた分の、例えば今回の農水省の施設園芸等燃油価格高騰対策でも、これは半分半分ですから、国が半分、もう半分は農業者ですから、基準価格に対して、A重油が高騰した部分の半分ぐらいはもう直接的に給付をした方が農家としては当然座ほつとするかと思うものですから、その点についての御答弁をお願いします。

○中村副大臣 お答え申し上げます。原油価格高騰対策につきましては、経済産業省が実施している激変緩和対策によりまして、最大二十五円、これは施設園芸で使用されるA重油も対象として、価格の上昇が抑えられているところであります。

さらに、施設園芸については、燃油価格の上昇に応じて補填金を交付するセーフティネット対策を実施しており、先生からお褒めの言葉もいただきましたけれども、できるだけ多くの方に申請していただけたところに、募集期間も長く設定をして取り組んできたところであります。更なる高騰に対応できるように、積立額の上限も今回上げまして、省エネ機器の導入支援対策の拡充なども行っているところであります。

大島先生御承知のとおり、地方創生臨時交付金ですとか、特別交付税措置ですとか、重層的な対策が用意されているところであります。引き続き影響を注視しつつ、これらの対策を着実に実施してまいります。

農業者が安心して経営を継続できるような環境を整えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大島委員 副大臣、ありがとうございます。

農家のことはよく取材をしていただいて、なかなか、先ほど申し上げましたとおり、すぐにマーケット価格、小麦とかあるいはスーパーマーケットで売っている食料品のように、なかなか転嫁がしづらいです。これは、ですから、今皆さんお困りなものですから、農水省としても、よく現場を見ていただいて、臨機応変な対応を今後準備して

いただきたいなと思つているものですから、その点をお願いします。

答弁しますか。どうぞ。

○中村副大臣 今、農業資材、肥料ですとか、あらゆるものが生産コストが上がってきている、この状況の中で、政府が緊急経済対策を実施するという中で、生産者を支える政策をそこに盛り込むべく、農水省としても準備をしているところであります。もちろん、この燃油高騰対策についても、その対象として大変重要なフアクターだと思つておりますので、そういったことも含めて、この緊急経済対策で生産者の皆さんに安心していただけるように頑張つてまいります。

○大島委員 農水副大臣、ありがとうございます。ここで御退席をください。

続きまして、標準と規格についての質問を久しぶりさせていただきます。

今、政府の方の認識を伺いたいですけれども、先日、経産省の方から説明を受けまして、標準化をめぐる環境変化、新興国の台頭、主導権争いの激化と書いてありまして、政府参考人もよく承知をされている資料だと思えます。この、今の政府の標準化をめぐる環境変化の認識について、御答弁をいただければと思います。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

国際標準の獲得ということが、我が国企業が保有する技術、製品、サービスを社会実装する上で、そして、新たな市場を創出、獲得することを通じて、我が国産業の国際競争力の強化に極めて重要な役割を持つております。近年であれば、単なる製品の接合であるとか利便性の向上といっただけではなくて、環境問題であるとか、あるいは高齢化のような様々な社会課題を解決するとか、そういった上で、標準というのが重要になってきます。

そういう中で、いろいろな国が自らの標準を世界標準にしよう、世界標準にした上で市場を獲得しようというところで、ヨーロッパもアメリカも、そして中国も、この国際標準の獲得ということに

ポストを引き受けており、これらはいずれも世界第三位の引受数となっています。

先生が十五年前にこのことを指摘していただいたことも功を奏して、二〇〇七年と比較しますと、大体、ISOでは二十六ポスト増えていますし、IECでは四ポスト増えました。世界順位も、当時五位だったんですけれども、三位にまで上昇してきております。

国際標準の重要性が高まる中、引き続き、中国や欧州を始めとする諸外国は戦略的な取組を進めることも想定されますので、こうした国際的な動きに我が国が後れを取ることがないように、経産省としては、国際規格の開発支援ですとか人材育成支援などに取り組んでまいりたいと思っております。

○大島委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

規格、標準という分野は結構地味な分野です。特に、規格、標準の分野で国際会議に出ると、ドクター、博士号を持っていないと相手にされないところがあります。やはり、博士号を取らない人材育成が必要だと思ひまして、国際標準化機関でのプレゼンスを維持するためには人材を送り込むことが大事であり、その育成は非常に重要だと考えております。

例えば、国際標準化に関する活動に専属で対応できるような人材をプールする組織をつくるなどの支援が重要だと考えますけれども、その点について大臣の御所見をお聞かせください。

○萩生田国務大臣 国際標準化機関で活躍できる人材を国が組織的に育成し確保することは、非常に重要だと思います。

このため、経産省では、ISOやIECでの国際標準化交渉の場で活躍できる若手人材の育成に、二〇二二年から取り組んできたところであります。これまで、延べ四百三十二名がこの人材育成講座を修了しています。また、こうした人材をネットワークを行う事業も行っておりまして、より実践的な経験を積ませる観点から、昨年

度からは、ISO等の議長や主査などの重要ポストの経験者と実際の国際会議と一緒に参加して、OJTを受けることができる事業を開始しました。

例えば、産総研では、従来から、研究員が国際標準の原案の作成などに取り組んでいますが、二〇一九年に標準化推進センターというのを設置をしまして、先端的な技術分野の標準化や、国内企業の市場拡大のための標準化を推進しながら、人材の育成、プールに取り組んでいるところでございます。

さらに、産業標準化法、JIS法ですけれども、これに基づく審議会である日本産業標準調査会においては、標準化に関する今後の人材育成の在り方についても議論を行っております。引き続き、産総研やNITEなど関係する独立行政法人とも連携しながら、必要な標準化人材の育成にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。けれども、先生おっしゃるようには、こういう人たち、大学教授であったり企業人であったりして、ふだん違うお仕事をされていて、そして、国際会議に出てもらって、日本の国益を懸けてドンパチやってもらわなきゃならないというのは、すごく大変な仕事だと思っております。

私、お叱りを受けるかもしれないんですが、国会議員の中に、若くして当選するんだけれども、その後なかなか続けて当選できない人っているじゃないですか、与党、野党を超えて、しっかりとキャリアを持っていて、そういう人たちにも、もし国益に貢献したいんだという気持ちがあったら、是非こんな仕事をしてほしいなというふうに実は思っています。今いる、今のカテゴリーの中からスペシャリストを育てるとなれば結構大変なので、少し横出しをして、そういう人を育てていかないといけないんじゃないかと。

さつき、ドクターのお話がありました。同じように、スペシャルアドバイザー・オブ・ミニスターなんという肩書も、やはり国際社会では通用するんですよ。したがって、こういう人たちも

やはり生んでいく必要もあるし、それから、これはお願いなんですけれども、私ごときでも、やはり、国際会議に出れば、その場で場を制することもできます。方向を変えることもできます。国会が始まるとなかなか国際会議の中でこういったルーブル作りの議論ができないというのが、日本の、あの意味、少し弱い点じゃないかと思っております。先日、理事の皆さんの御理解をいただいて、私、IEAとG7に出てきましたけれども、国会会期中であっても大事な会議はやはり大臣を、私がということじゃなくて、大臣や総理大臣を出すということも、日本の国会は与野党を超えて考えていく必要があるんじゃないか。その会議の場で大事なことが決まるといことは、改めて我々、共に共有しなきゃいけないんじゃないか、こんなことも感じております。

○大島委員 当方理事から、対応しているという御発言がありましたので。

その中で、十五年前の議事録で、日本として独自の国際規格をアジアの周辺国の皆さんの協力を得ながら出してみようということも必要じゃないかという発言をされていて、友達をつくるということが結構大切です。識者の中には、EUと組んだ方がいいという発言もあります。やはりEUの、今の地球温暖化もそうですけれども、当時のこの議事録でも、京都議定書は一つの標準化戦略だと私は位置づけていまして、ですから、やはりEUと意見交換しながら、EUの中でコンセンサスをつくるということも必要かなと思います。

先ほど大臣がおっしゃったことはそのとおりでして、多分、国会議員の経験者で、かつドクターの資格を持っていると、国際機関だどこでも任用されると思いますので、そういう幅広い人材も必要だと思います。

今日はここまでにして、引き続き、標準化、規格化については改めて議論を深めたいと思っておりますので、今日はここで終わります。

○古屋委員長 次に、梅谷守さん。

○梅谷委員 立憲民主党の梅谷守です。大臣を始めとする経産省の方々におかれましては、国益を守るべく日夜御尽力されておられますことに敬意を表させていただきますし、また、このコロナ禍で苦境に陥る日本経済の復活のために汗をとことんかかれておられますことに感謝を申し上げます。

最後のバッテリーですので、もうこれでラストだということ、是非残りの力を振り絞っていただいて、そして熱い御答弁を期待をして、質問に移らせていただきます。

まず一つ目ですけれども、中小企業対策についてお尋ねをさせていただきます。

前回、三月四日の一般質問で、私、大臣の所信を基に引用させていただきました。これは、このコロナ禍において、危機において、中小企業を一つも潰さないという決意の表れという理解でよろしいでしょうか。これに対して大臣は、事業者支援に万全を期してまいりたいと答弁。私からすれば、正面からお答えいただけなかったという印象でした。

そこで、しつこいようですが改めてお尋ねをさせていただきますが、このコロナ禍という未曾有の非常事態において、中小企業を一つも潰さないという決意をお持ちなのか、大臣の決意をお尋ねをします。

○萩生田国務大臣 前回もお答えさせていただきましたが、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、多くの事業者は、様々な創意工夫を重ねながら、事業継続や新事業転換などの努力を重ねられています。このような事業者の皆様を、資金繰り支援、事業再構築補助金などにより、しっかりと支えていく決意です。

同時に、増大する債務に苦しむなど、経営がうまくいっていない方の中には、収益力改善の取組を進めるとともに、事業再生や再チャレンジに向かう方もいらっしゃると思っております。このような事業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジ